

## 神戸市こども・若者ケアラー支援にかかるアドバイザーの設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市こども・若者ケアラー支援にかかるアドバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本市に、こども・若者ケアラー支援を目的として、神戸市こども・若者ケアラー支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、こども・若者ケアラー支援分野において、幅広い知識と人的ネットワークを持つもののうちから、市長が委嘱する。

### (業務)

第3条 アドバイザーの業務は次のとおりとする。

- (1) 「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」への立ち上げ支援
- (2) 「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」への運営支援
- (3) 「関係機関による事例検討会」の運営支援
- (4) 「当事者同士の交流の場」の運営支援
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、「こども・若者ケアラー」支援施策推進に関する必要な支援

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、委嘱の日の属する年度の3月末日までを限度とする。

2 アドバイザーは、再任することができる。

### (報酬)

第5条 市長は、アドバイザーが業務を行った場合に、報酬を支給することができる。

### (守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (解嘱)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くものとする。

- (1) 本人からの辞退の申し出があったとき
- (2) 病気その他の理由により職務の遂行ができなくなったとき
- (3) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(施行細目の委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管課長が定める。

(その他)

第9条 この要綱の定めのない事項については、所管局長が決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。